令和4年1月31日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開(全部公開)決定処分に関する諮問について(答申)

令和2年11月10日付けFNo.0・4・5により諮問のありました事案 について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市長(以下「実施機関」という。)が行った令和2年8月12日付け相模原市指令(衛研)第2-5号による全部公開決定(以下「本件処分」という。)については取り消し、改めて対象公文書を特定し、公開、非公開等の決定を行うべきである。

2 審査請求の経緯

- (1)令和2年7月29日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、リアルタイムPCR装置(以下「PCR装置」という。)の機種決定に至るまでの議事録及び稟議書について公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。
- (2)実施機関は、本件公開請求に対して、購入したPCR装置は、議事録及び稟議書によらず、物品購入依頼を行った時点(令和2年2月10日時点)で最新のマニュアルである「病原体検出マニュアル 2019-nCov Ver.2.9.1令和2年1月27日」(以下「機種決定マニュアル」という。)により機種を決定しており、その後マニュアルが更新され、本件公開請求の時点(令和2年7月29日時点)で最新のマニュアルである「病原体検出マニュアル 2019-nCov Ver.2.9.1令和2年3月19日」(以下「本件マニュアル」という。)を本件公開請求に係る公文書と特定し、令和2年8月12日付けで、審査請求人に公文書公開(全部公開)決定通知書を送付した。
- (3)令和2年9月6日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、令和2年11月10日、 当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳 述によると、おおむね次のとおりである。

審査請求人が請求したものは、議事録及び稟議書だけであり、マニュアルではない。本件マニュアルは、稟議書には当たらない。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1)実施機関のPCR装置は、議事録及び稟議書によらず、機種決定時点(令和2年2月10日時点)で、国立感染症研究所が作成・公開していた最新のマニュアルである機種決定マニュアルにより機種を決定しており、その

後機種決定マニュアルが更新され、本件公開請求の時点(令和2年7月29日時点)で最新のマニュアルである本件マニュアルを公開する公文書として決定した。

- (2)機種決定マニュアルには、新型コロナウィルス感染症検査に係る検出感度等の最適な条件が、使用するPCR装置によって異なるため、事前に確認が必要であると記載されており、そのうえで既に確認が終了している検査方法が示されるとともに、その検査方法において使用するPCR装置の例及び当該PCR装置の設定が機種決定マニュアルに記載されている。なお、本件マニュアルについても、機種決定マニュアルと同様の記載がある。
- (3)仮に、機種決定マニュアル及び本件マニュアル(以下「本マニュアル」という。)に示されている機種と別の機種を使用する場合は、実施機関が独自に反応条件の妥当性を確認するまでは、新型コロナウィルス感染症検査を実施することができないことになる。実施機関が機種決定を行った当時は、新型コロナウィルス感染症に係る検査体制を早急に整備することを必要とされている状況であったため、国立感染症研究所のマニュアルに従い、検出感度等の確認が終了している検査方法を採用することとした。
- (4) ただし、本マニュアルで例示されている Applied Biosystems 社 Applied Biosystems 7500 Fast リアルタイム PCR システム(以下「例示機種」という。)は、本件公開請求の対象とされている機器の購入前に、実施機関は既に2台保有していたが、発売から時間が経過して部品の保証期間が短くなっているため、例示機種の後継機種であり、かつ、本マニュアルの検出感度及び反応条件を適用できるサーモフィッシャーサイエンティフィック社製 QuantStudio5(以下「本件機種」という。)の購入を決定したものである。
- (5)以上のことから、実施機関が行った本件処分には、違法又は不当な点は 認められないので、本件審査請求は、理由なしとして棄却されるべきであ る。

5 審査会の判断

(1)本件申立文書について

本件申立文書は、PCR装置の機種決定に至るまでの「議事録及び稟議書」である。当審査会が審査請求人の意見陳述において「議事録及び稟議書」の内容を確認したところでは、当該「議事録及び稟議書」には、実施機関の意思決定の過程が分かる文書は含まれないとのことであった。

(2)本件処分の妥当性について

ア 議事録について

実施機関は、機種決定マニュアルに基づいて購入する機種を選定していると主張しているが、当審査会の調査によると、機種の選定に当たっては、通常、実施機関において班会議を実施し、その中で決定することになっており、当該班会議については、議事録を作成していないとのことであった。

本件の場合、実施機関が例示機種を以前に購入しており、その機種を使用しやすいという認識があり、PCR装置を緊急で増設する必要があったため、例示機種の後継機種であり、かつ、例示機種に比べて部品の保証期間が長い本件機種の購入という結論に至ったものであると考える。その結論を出すまでの班内の議論については、通常の機種選定の場合と同様、議事録を作成していなかったものと考える。

イ 稟議書について

稟議とは、会社・官庁などの組織において、担当者が案件を作成して 関係者に回し、それぞれに同意のための承認を求めることであり、稟議 書は、かかる稟議を行うための文書である。

本件の場合、当審査会の調査によると、実施機関は、契約を締結するに当たり、契約執行伺を作成しているものの、別件の公文書公開請求により審査請求人に対しこの伺い文書を既に公開しており、本件公開請求においては実施機関の意思決定の過程がわかる文書ではないとの主張であることから、本件伺い文書は審査請求人が求める稟議書には当たらないと考える。また、実施機関は、稟議書に相当する本件機種の購入に係る公文書を作成していないと説明しており、審査請求人が求める稟議書は、議事録と同様、存在しないものと解する。

ウ 本件マニュアルについて

実施機関は、議事録及び稟議書によらず、機種決定マニュアルにより機種を決定しているため、最新のマニュアルである本件マニュアルを公開する公文書として特定したと説明しているが、本件マニュアルは議事録又は稟議書に該当するとはいえず、対象公文書の特定に誤りがあったものと認められる。このため、本件処分は妥当であるとはいえず、改めて、本件公開請求の該当公文書を特定し、決定をし直すべきである。

(3)審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼす ものではない。

(4)結論

以上のことから、当審査会は、本件処分を取り消し、改めて対象公文書を特定し、公開、非公開等の決定を行うべきであると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年	月	日	処 理 内 容
令和2年1	1月1	0日	実施機関からの諮問
令和3年1	1月	9日	審議 実施機関からの意見聴取
1	2月2	3日	審議 審査請求人の意見陳述
令和4年	1月3	1日	審議

第1部会委員金井利之上代庸平尾崎隆